

行政対応の例について

事案名	行政対応状況
A事案	1年 9月 地域住民から苦情申告。これを受け、保健所や市が産業廃棄物の野積み現場へ立ち入り、搬入を確認(行為判明)。県も、産業廃棄物保管基準違反で現場指導を開始。以降、県等が指導を継続(現場指導100回以上)。
	県は1年9月の現場への産業廃棄物搬入の初期段階から市等と連携して行為者や土地所有者に対して撤去指導等を実施するなど、適正処理させるための組織的対応を行った。
	1年 11月 保健所長が行為者に勧告文送付。
	1年 12月 保健所長が行為者に警告文を送付。
	2年 1月 保健所長が行為者に警告文を送付。
	2年 2月 県が土地所有者に対して行為者への撤去指示を依頼。土地所有者もこれを受けて行為者に対して行政の指示に従うよう指示。 県から行為者に対して警告文を送付。
	2年 3月 県が行為者に対して改善命令発出。
	2年 4月 県が行為者に対して措置命令を発出。 県が現場の崩落防止措置指導。場内移動で一時的危険性回避。 県から行為者に対して警告文を送付。
	2年 5月 県が措置命令違反で行為者を告発(同月、行為者逮捕。すでに、刑が確定)。
	1年 5月 この頃から行為者が木くずを破碎したチップを有価物として買い取り、現場へ堆積させていた(保管基準違反状態、行為発生)。
B事案	1年 6月 市からの通報により、県がチップの堆積を確認(行為判明)。
	1年 12月 この頃からチップの堆積量が増加。
	2年 5月 県が、チップがリサイクル品として流通していないことを確認し、搬入を阻止。
	2年 8月 火災発生。これ以降、県は現場の常時監視等を行っている。
	2年 11月 県が行為者に対して措置命令を発出。
	3年 3月 県が行為者を措置命令違反で告発(すでに刑が確定)。
	県は行為者や行為者たる法人の代表取締役等に対する資産調査を実施。

C事案	1年9月頃 ～2年2月頃	民有地に不法投棄(行為発生)。
	2年 12月	週刊誌の記事及びテレビでの報道を受け、県警が捜査を開始するも、投棄者不明で捜査終了。
	4年 11月	県による現場の掘削により、廃棄物の存在を確認(行為判明)。
	県が廃棄物の排出源、収集運搬業者、積替保管業者、中間処理業者について調査を行ったが、行為者や排出事業者を特定することができなかった(県警も捜査していたが投棄者不明で捜査終了)。土地所有者についても調査を行ったが、関与は認められなかった。調査によって、疑わしい者は判明したが、その全ての業者がすでに他の不法投棄事件で産業廃棄物処理業の許可が取り消されており、追跡が困難であり、最終的に処分した者を特定するには至らなかった。	
	7年 10月	県が公告による措置命令を発出。
	1年 4月	保管基準違反状態(行為開始)。
D事案	1年 5月	県が行為者に対して改善命令を発出。
	行為者から改善報告書が提出されたが、1年8月以降5回にわたり行為者から改善期間の延長願いが提出された。削減傾向にある事実や適正な状態となるよう是正の推進を図ることが必要との判断から、県はその都度延長を認めた。 その後も撤去指導を行ってきたが、撤去は進まなかつた。	
	8年 1月	堆積廃棄物から白煙(水蒸気)の発生が確認された。
	8年 2月	県が、廃棄物が長期間にわたって放置している行為が不適正処理にあたると認定。 廃棄物の適正処理を行行為者に対して指導(行為判明)。
	8年 8月	火災発生(同年9月にも火災発生。その後も燃焼状態が続く)。
	8年 10月	県が行為者に対して措置命令(火災発生防止)を発出。 県が行為者及び代表者等に対して排出事業者等の情報について報告徴収を実施。
	8年 12月	火災・悪臭という生活環境保全上の支障の根本的な除去を図るべく、県が行為者及び代表者等に対して措置命令(可燃物の撤去)を発出。
	9年 10月	行為者たる法人の従業員が現場で新たな不法投棄。当該従業員に撤去・適正処分させた。
	排出事業者については行為者への報告徴収や行為者たる法人の代表者等への事情聴取の結果、明らかになったが、行為者と取引があつただけであり、廃棄物の搬入はなかつた。しかし、過去に取引関係にはあつたということで当該事業者に対しては自主撤去を要請。当該事業者は県の自主撤去要請を受け入れ、自主撤去。	
	10年 8月	行為者たる法人の代表者が個人で取得していた産業廃棄物収集運搬業の許可の取消。
行為者が県の費用求償を想定し、資産隠しの動きを活発化させていたこと、また、将来の事務管理に係る求償債権を保全するため、行為者たる法人の元代表者の自宅について詐害行為取消により名義を戻して仮差押え等の民事保全手続を行うこと、また、法人の事務所についても仮差押えの手続を行つた。		
県単獨により現状調査を行政代執行により行い、早い段階で債権を発生させ、仮差押えの対象物件や動産について差押えを行い、費用求償するとともに、財産調査を行つた。		
県は、行為者たる法人や代表者等を措置命令違反で告発している(現在公判中)。		
行為者たる法人から18条報告徴収を行い、資産調査を実施している。その他、任意で聴取等による資産調査も行つてゐる。		

注 都道府県等の特定を避けるため、以下のように記載している

① 都道府県等の標記は、都道府県は「県」、関係市は「市」で統一。

② 行政対応については、都道府県等から報告のあった時系列で並べており、最初の記載を「1年」としている。